

平成24年6月14日

## 第24回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成24年3月28日（水）午後7：00～9：00  
場 所： 市役所 3階 正庁  
出席者： 児玉委員長他市民会議委員 35名  
傍聴者 2名  
事務局：高橋課長他 8名

### 議事要旨

#### 1. 開 会 児玉委員長

##### ○ 委員長

- 本日は市民会議として審議をするということではなく、パブリックコメント後の経緯について説明を受けるという場である。
- 本日の議題としては3点あり、1つは住民の意見とそれに対して市がどの様に回答するのか。（資料1）2点目は議会からの意見とそれに対して執行部としてどの様に回答するのか。（資料2）3つ目は、市民、議会、執行部3者の意見を取りまとめた修正案。（資料3）
- これらについて事務局から報告してもらい確認していきたい。

#### (1) パブリックコメントの実施結果及び市の考え方について

#### (2) 議会からの意見及び市の考え方について

#### (3) 自治基本条例（案）の一部修正について

#### ～ 事務局による説明 ～

##### ○ 委員長

- このような理念条例については意見が出てきにくいのだが、栃木市においては非常に多くの市民からご意見をいただいた。特に市外の方からも意見をいただいております、制定に反対という意見もあるが、これも真摯に受け止めて、事務局に対しては逐一なるべく丁寧に回答してもらおうようお願いしたところではある。
- 庁内調整、議会との調整、市民からの問い合わせへの対応など事務局は負担があったとは思いますが、より良い条例作りにおいては非常に有意義なプロセスだったのではないかと思います。
- 今回の修正の多くは技術的な修正だが、住民投票の要件については、市民会議の1/10という提案から、議会やパブリックコメントの意見

を踏まえて 1/6 とするという点が大きな内容上の修正点となる。

- これについては、市民側としては後退ととられるかもしれないが、実際のところ市民会議においても意見が分かれたところではあり、わずかな差で 1/10 としたが報告書には 1/6 という意見があったということ付記した経緯もある。市民としては 1/10 という考え方があると思うが、議会としては別の考え方があるということで、最終的な意見集約としては 1/6 に落ち着いたことは十分に理解できるところだと思う。
- A 委員
  - 住民投票の対象は 1/6 の署名が集まればどのような案件であっても、市長は受けざるをえないのではないかと考えているのだが、パブコメの回答（P41 第 26 条）を解釈すると、対象とする案件が絞られるようにとれるのだが、どうなのか。
- 事務局
  - 全国的には市政の重要事項について別条例で定めている事例もあり、A 委員の意見や、全国的な事例を踏まえて、今後第 26 条について別に定める条例の中で検討したい。
- B 委員
  - 将来の条例の見直しにあたって、条例を作った委員たちの思いを継承してもらいたいと思うがどう考えるか。
- 委員長
  - 条例は策定に関わった人たちの思いがこもっているものだと思う。ただ、この条例を充実させていくには、次世代に繋げていくことが必要だし、前の代の思いを伝えていく必要がある。
  - 市民会議の最初に旧条例を作った方々から説明を受けたわけだが、そういった場合はこれからも繰り返されていくのではないかと考える。
- C 委員
  - 資料 1 は「ご意見に対する市の考え方（案）」となっているのに対し、資料 2 は「執行部としての考え方（案）」となっているのはなぜか。
- 事務局
  - 資料 2 は議会に対しての説明資料として作成したため、そのような表現になっている。本来であれば市民会議資料としては、「執行部の考え」という表現は不適切で、「市の考え」と直すべきであったと思う。
- C 委員
  - 考え方として「一定のルール」や「一定の方向性」という表現があるが、人によってとらえ方がまちまちになる可能性があり、わかりにくい。市民会議として共有できるような明確な表現や解説があるのか。

- 事務局
  - ・ 「条例としての一定のルール」とは、法制執務というか「及び」や「または」等の言葉の使い方を指している。
- 委員長
  - ・ おそらく2つのルールがあり、立法技術としてのルールと趣旨としてのルールがある。
- C委員
  - ・ こういうことは外に分かるようにするべきではないか。随所に出てくるのであれば、一定のルールとはどういうものか解説に明記してもらえればと思う。方向性についても同様に、どのような意味なのか。
- 事務局
  - ・ 「一定の方向性」や「一定のルール」という表現については、使い分けるように意識しており、第1条については条例の目的であるので、まちづくりや市政運営に取り組んでいくために市民自治の実現を目的とするということを「一定の方向性」と表現をした。
  - ・ 「一定のルール」とは、法制執務上の一定のルールということであるが、確かに、これだけでは何のルールなのか分かりにくいと思うので、市としてパブコメを公表するまでに、もう少し分かりやすい表現に努めていきたい。
- 委員長
  - ・ 質問者も同様の疑問を持つと思うから、丁寧に回答してもらいたい。
- C委員
  - ・ 市長等という表現を用いているわけだが、他市の事例では見られない。非常に分かりにくい表現だと思う。
  - ・ 「市長その他の任命権者」のように市長等ではなく「市長及び行政委員会等」と明記してはいけないのか。
- 事務局
  - ・ 修正案では第3条において市長等について定義をしている。
  - ・ 任命権者については消防長も含まれ、さらに、議会の議長も任命権者なので、その他任命権者と規定している。
- C委員
  - ・ 「市長等」と「市長その他の任命権者」の差異はわかったが、「市長等」という標記を変えられないのか。
  - ・ 執行機関と市長等はどういう関係なのか。行政委員会、執行機関、市長を市長等とすると分かりにくい状態にならないか。
- 事務局
  - ・ そういった意見も踏まえ解説等で分かりやすくしていこうと思う。

- C 委員
  - ・ 条例制定に反対という意見について、説明を聞く限りでは制定を反対しているように感じられないのでこのような表現で良いのか。
- 事務局
  - ・ 条例制定に反対とした 41 名の意見については、意見の冒頭または最後に制定に反対と明記してあるもののみ。
- 委員長
  - ・ 市長等については、地方自治制度で、市の執行機関は市長だけではなく、様々な行政委員会があるので、それをうまく簡潔に表現しにくい。
  - ・ こういう意見で反対というものと、こういう意見で修正してほしいというものがあり、意見の内容を踏まえて仕分けしている。
  - ・ 市民会議では条例制定に向けて議論して来たわけだが、実際にはこういった条例は制定自体に疑義を持つ人もいる。
  - ・ 内容についてはきちんと説明すれば理解してもらえるところもあると考えるので、これから説明していくのが重要ではないかと考える。
- D 委員
  - ・ 条例制定に反対している人は市外の人が圧倒的に多いが、全く市外の人なのか、住所は市外だが栃木市に関係がある人なのか。
- 事務局
  - ・ パブリックコメントについては、氏名と住所が明記してあり、市内の人は市内、市外の方は市外としている。
  - ・ ただし、市との利害関係が不明確な方もいたが、パブコメにおいて明確に利害関係を有する要件を定義してなく、どういった利害関係を有しているかを記入する欄を設けていなかったため氏名と住所が明記してある方については市外の方でも要件を満たすと考え、整理した。
- 委員長
  - ・ 自治基本条例に関心がある方や、各地で運動している方もおり、そういった方の意見もあると思うが、市民か市民でないか厳密に把握することは難しい。
  - ・ 実際に意思決定をするのは栃木市の有権者だが、より多くの方の疑問に答えていくとその分ブラッシュアップされると思うので、多くの意見を集めることはいいと思う。
- D 委員
  - ・ 一部の修正を求める人は市内のみで、制定に反対する人は逆転してほとんど市外の人ということで、こんなに極端になってしまうのかと疑問に思った。
- 委員長

- 一つの見方だが、この結果をから結局反対意見が多いと思うかもしれないが、比率や件数を見ることにはあまり意味がないと思う。
  - これは栃木市民の意見の全体像を反映しているとは考えにくい、パブリックコメントとはそういうものだと思っただ方が良いと思う。
- E 委員
- 第 44 条第 2 項において、市民会議は公募による委員を一定数以上含まなければならないとし、第 5 項でその他に市民会議に必要な事項は、別に条例で定めるとしているが、第 27 条の審議会等については第 27 条第 5 項において、委員等の公募については別に定めるとしている。
  - 同じ公募による委員なのに整合性がとれないので、第 27 条も別に条例で定めるとしたほうが整合性が取れると思う。
- 委員長
- この市民会議については法定設置の市の附属機関として定めていきたいと考えている。
  - 当初は自治基本条例第 44 条を法定の根拠にしたいと考えていたが、ここでは市民会議と仮置きしている状態である。については別の条例で正式な名称を定め、その内容を設置条例として定めていく必要があると考え、第 5 項において別に条例を定めるとした。
  - そういった点で、審議会の公募委員について規定した第 27 条とは矛盾しているものではないと考える。
- E 委員
- 市民会議の公募委員について別に条例で定めるのであれば、審議会の公募委員についても条例で定めなければおかしいのではないかと。
- 委員長
- 審議会については条例に基づく審議会や、要綱に基づく審議会があり、第 27 条については両方を含めて定めている。
  - 第 44 条の市民会議は条例に基づく審議会であり、審議会には変わらないので、あえて条例で規定しなくても良いのではないかとという意見もあるかもしれないが、ここでは条例で規定していく。
  - 整合性は取れていると思う。
  - 条例に基づく、基づかない関係なく、審議会は諮問機関なので権限があるわけではない。

終了